

一人の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合の添付書類の取扱いについて（通知）

一人の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合の添付書類の取扱いについては、申請者の負担軽減を図る観点から、今後、下記のとおり運用とします。

記

1 今後の取扱い

(1) 措置の内容

警備業法（昭和47年法律第117号）においては、警備員の個人資格に係る資格者証等として、警備員指導教育責任者資格者証（同法第22条第2項）、合格証明書（同法第23条第4項）及び機械警備業務管理者資格者証（同法第42条第2項）を定めている。これらについて、一の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合には、各申請書に添付しなければならないこととされている書類のうち同一の内容となるもの（以下「同一添付書類」という。）については、これらの申請書のいずれか一通に正本を添付すれば、他の申請書には当該同一添付書類の写しを添付することで足りることとする。

(2) 対象手続等

(1)の措置（以下「負担軽減措置」という。）対象となる申請手続は、次のとおりである。

- 警備員指導教育責任者資格者証の交付及び書換えの申請（以下「交付等申請」という。）（警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。）法第42条第1項及び同施行規則第43条第1項）
- 合格証明書の交付等申請（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第14条第1項及び同規則第15条第1項）
- 機械警備業務管理者資格者証の交付等申請（施行規則第63条第1項において準用する同規則第42条第1項及び同規則第63条第1項において準用する同規則第43条第1項）

また、これらの申請手続において同一添付書類となる書類は、次のとおりである。

- 履歴書
- 住民票の写し
- 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
- 破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村長の証明書

なお、同一の個人資格に係る複数の申請手続を同時に行う場合には、申請者が当該個人資格に係る欠格事由に該当しないことを誓約する書面（いわゆる誓約書）その他の書類もその内容が同一である限りは同一添付書類となる。

2 留意事項

(1) 負担軽減措置の開始日

負担軽減措置については、本年11月1日以降に行われる申請から適用する。

(2) 住民票の写しについての補足

住民票とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に基づき、

世帯ごとに個人を単位として交付を受けるものが住民票の写しである。このため、負担軽減措置を適用する場合には、一の申請書に市町村長から交付された住民票の写しを添付し、その他の申請書には当該住民票の写しのコピーを添付することとなる。申請書の到達時における同一添付書類の確認の徹底

(3) 医師の診断書についての特例

医師の診断書については、警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請においては法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書（以下「中毒関係診断書」という。）を合格証明書の交付の申請においては中毒関係診断書及び精神機能の障害に関する医師の診断書（法第3条第7号に限る。以下「精神機能障害関係基本診断書」という。）を機械警備業務管理者資格者証の交付の申請においては中毒関係診断書及び精神機能の障害に関する医師の診断書（法第42条第3項において読み替えて準用する法第22条第4項第2号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り。以下「機械警備業務関係診断書」という。）をそれぞれ申請書に添付することとされている。

ここで、警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号）第3条において、法第3条第7号に掲げる者は「精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされ、法第42条第3項において読み替えて準用する法第22条第4項第2号に規定する国家公安委員会規則で定める者は、「精神機能の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされているところ、前者に該当しない者は後者に該当しないことが明らかであることから、合格証明書の交付の申請と機械警備業務管理者資格者証の交付の申請が同時に行われる場合には、精神機能障害関係基本診断書が前者の申請書に添付されていれば、後者の申請書には、機械警備業務関係診断書の添付に代えて、精神機能障害関係基本診断書の写しを添付することで足りるものとする。

このほか、精神機能障害関係基本診断書及び機械警備業務関係診断書において、当該診断書の対象者が法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨が併せて記載されている場合には、負担軽減措置を適用する場合においても従来どおり中毒関係診断書の添付を省略することができることとする。

したがって、例えば、合格証明書の交付の申請と機械警備業務管理者資格者証の交付の申請を同時に行う場合に、診断書の対象者が法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨が併せて記載されている精神機能障害関係基本診断書を前者の申請書に添付すれば、後者の申請書には、当該精神機能障害関係基本診断書の写しを添付すれば足りることとなる。